



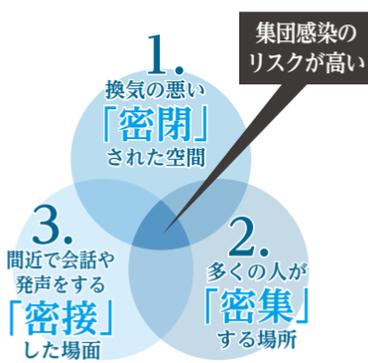
# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大を続けています。引き続き、手洗いやマスクの着用、せきエチケット、室内の小さな換気を徹底して、感染を防ぎましょう。

## 3つの「密」に注意を

食料品・生活必需品の買い物や通院などを除き、不要不急の外出は控えましょう。感染の拡大を抑えるには、

集団感染の発生を防ぐことが重要です。人や空間が「密」になる場所では、集団感染のリスクが高まります。出かける際は、次の条件が重ならないように行動しましょう。  
リスクを高める条件



## 市庁舎の感染防止対策

市庁舎では、市民対応を行う窓口にて飛沫感染防止フィルムを、各階に消毒用の薬剤を設置しています。また、手すりやドアノブなど、不特定多数の人が触る物の消毒を定期的に行うほか、1時間に1回、窓を5分程度開放して換気を行っています。

## 市主催イベントなどの中止・延期について

市では、市民の健康と安全

を第一に考え、主催するイベントなどを5月末まで原則中止または延期しています。ご理解をお願いいたします。※状況により、期間は延長する場合があります

## 相談窓口

### 一般的な相談

伊勢原市新型コロナウイルス感染症対策本部相談窓口  
☎92-1119 (平日の午前8時45分～午後5時)

神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル  
☎045-285-0536 (毎日午前9時～午後9時)

厚生労働省相談窓口  
☎0120-565-653 (フリーダイヤル、毎日午前9時～午後9時)

県LINE公式アカウント  
☎03-3595-2756

「新型コロナウイルス対策パーソナルサポート(行政)」(A)による自動応答  
LINEアプリでアカウントを友だちに追加

※下のQRコードからも追加できます



### 【感染が疑われる場合】

帰国者・接触者相談センター  
☎82-1428 (平塚保健福祉事務所秦野センター、平日の午前8時30分～午後5時15分)

☎045-285-1015 (平日の午後5時15分～翌日午前8時30分、土・日曜日、祝日の終日)

## 症状の目安

◇風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上(高齢者や基礎疾患のある人は2日程度)続く  
◇解熱剤を飲み続けなければならないときを含む  
◇強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

## 各種支援・給付などについて

新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎92-1119

## 緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の特例貸付

感染症の影響で収入が減少した世帯を対象に、生活資金を貸し付けます(要予約)。  
☎94-9600 (平日の午前8時45分～正午、午後1時～5時)

## 国税の納付猶予制度

感染症の影響で国税を一時的に納付できない人は、税務署に申請することで、1年内に限り納付が猶予される場合があります。  
☎平塚税務署 ☎22-1400

## 次亜塩素酸水を配布

感染症対策として、手指やテーブル、ドアノブなどの除菌ができる次亜塩素酸水を無料で配布しています。住所が確認できる物と洗浄済みの密閉できる容器をご持参ください  
※4月17日(金)まで配布していた次亜塩素酸ナトリウム希釈水とは絶対に混ぜないでください

## 中小企業者などの金融相談窓口

セーフティネット保証の認定や制度融資の相談、資金繰りや給付金の諸制度の案内などを行います。  
☎商工観光課 ☎92-1113 (平日の午前9時～午後5時)

## 市国民健康保険の傷病手当金

給与の支払いを受けている市国民健康保険の加入者が感染した場合や感染が疑われる場合、一定の要件を満たすと療養のため働けなかった期間の手当を支給します。  
☎保険年金課 ☎94-4728

# 5月は消費者月間です

個人権 広聴相談課 ☎94-4717

## 消費者月間統一テーマ

豊かな未来へ「もったいない」から始めよう

昨年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。これは、将来世代の暮らしを持続可能に改善することを目指す、国際的な取り組みの一環で定められたものです。

私たちの日々の消費は、未来の社会や環境に大きな影響を与えます。例えば食品ロスの問題では、「もったいない」精神の下、一人一人が必要なものだけを購入して食べきるようにすれば、過剰な生産による食品の廃棄や売れ残りを防ぐことができます。

また、転売行為を防ぐためにも、不当な価格で販売されている商品には手を出さないようにしましょう。

実際に発生していない料金や訴訟に係る弁護士料をハガキやメールで請求したり、注文していない商品を送りつけて代金を請求したりする手口が多発しています。

心当たりがない場合、宅配便は受け取りを拒否することができます。相手には絶対に連絡せず、メールに記載されたURLなどのクリックもしないでください。

また、新型コロナウイルス感染症に関するテーマにより、食料品や生活必需品の不足が発生しています。

十分な供給量を確保している商品でも、過度な買いだめや買い急ぎが増えると、必要な人に行き渡らないおそれがあります。買い物をする際は正しい情報を見極め、使う分だけ買うなど落ち着いた行動をとりましょう。



## 架空請求や悪質商法に注意!

商品の購入やサービス利用に関するトラブルの相談を、ぜひご利用ください。  
※新型コロナウイルス感染症の影響で窓口での相談は休止しています。詳しくは各センターにお問い合わせください

## 困ったら消費生活センターへ

契約トラブルに巻き込まれないための6カ条  
◆ いらぬときは きちんと断る  
◆ 買う前に家族や友人と相談を  
◆ 契約書は内容をよく確かめて  
◆ 署名や押印はよく考えて  
◆ うまい話には 気をつけて  
◆ 不安なときは すぐに支払わない

また、新型コロナウイルス感染症に便乗し、マスクを送りつけたり、健康食品や投資

市消費生活センター  
☎95-3500  
相談日時 月～金曜日の午前9時30分～正午、午後1時～4時(祝日、年末年始を除く)

かながわ中央消費生活センター  
※土・日曜日、祝日に相談したい場合  
☎045-311-0999  
相談日時 毎日午前9時30分～午後4時30分(年末年始を除く)

消費者ホットライン  
☎188(局番なし)  
※電話をかけて自宅の郵便番号を押すと  
最寄りの消費生活相談窓口につながります

